

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年12月まで
② 平成4年4月から5年3月まで

私の国民年金の加入手続は、A社を退職したのを機に、私が町役場で行った。保険料の納付に関しては、自宅に郵送されてきた国民年金保険料納付通知書兼領収書により、私が、銀行で3、4か月に一度納付していた。

納付通知書は、一年分郵送されてきているので、途中で納付をやめたりはしないのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間であり、当該期間の国民年金保険料を申立人自身が納付していたとしているところ、当時、申立人は両親と同居し、アルバイトにより収入があったとしており、保険料を納付する上での経済的な支障は見当たらないことから、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された平成6年2月時点において、申立期間②の直前の4年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立期間②以降の保険料もすべて納付していることから、当該期間の保険料を納付しないとは考え難い。

一方、申立期間①については、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、平成3年ごろに加入手続を行ったとする記憶が定かでなく、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年3月まで

私は、年金は25年以上掛けなければいけないことを知っていた。このため、退職後、自分で国民年金への切替手続きを行い、初回は市役所で現金で納付した。また、手続きを行った際に納付書でまとめて保険料を納付した記憶もある。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、昭和59年7月ごろと推認される。

また、申立人は、加入手続を行ったところに、納付書で保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているところ、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間については、過年度納付が可能な期間である上、社会保険事務所（当時）によると、国民年金の加入手続の際、強制加入の被保険者が被保険者資格をさかのぼって取得することにより、保険料の未納期間が生じた場合、このうち過年度納付が可能な期間については、後日、納付書を自宅に送付していたとしており、当該期間に係る過年度納付書が発行され、申立人が当該納付書により保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間については、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人が57年1月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

私は昭和48年2月に結婚したことや母親に勧められていたことをきっかけに国民年金に加入した。領収書を見ると、49年12月までは3か月ごとに集金人に保険料を納めていた。その後の記録が1年以上も未納とされているが、私は、当時、金銭的に苦しかったわけでもなく、保険料を納付することは国民の義務と同時に、自らの将来のために不可欠なことと思って納付していた。

私は、督促があれば、間違い無く国民年金保険料を納めてきたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月の結婚を契機に国民年金に加入し、同年4月から国民年金保険料の納付を開始しており、それ以降、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人の母親も、39年4月以降60歳に達するまで、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳では、昭和50年3月31日に資格喪失した旨記載されているが、国民年金被保険者台帳では、同年4月4日に資格喪失した旨記載されており、その記録に相違がみられる。さらに、上記の国民年金被保険者台帳の記録によると、資格の再取得の記録が無いにもかかわらず、申立期間の直後の51年4月から52年3月までの期間の保険料が免除とされていることが確認できる。加えて、上記のいずれの記録においても、資格喪失した記録が同年3月ごろに取り消されているところ、申立人も申立期間当時、厚生年金保険に加入したことは無いとしている。これらのことを踏まえると、行

政側において、申立人に係る記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から同年 12 月まで
② 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 7 月に A 社を退職後、直ちに市役所で国民年金に加入し、同時に免除申請の手続を行った。また、平成元年 3 月に B 社の退職後も前回の退職時と同様に、直ちに市役所で免除申請の手続を行った。

ところが、社会保険庁（当時）から年金記録の送付を受けて、申立期間が申請免除の期間とされていないことを知った。免除申請の手続を行ったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C 市が保管する国民年金手帳払出簿によると、申立人の国民年金手帳は、昭和 62 年 2 月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、当時、申請免除の適用の始期については、制度上、申請があった日の属する月の前月とされていたことから、この時点において、申立期間①についてさかのぼって免除申請することは困難である。

一方、申立期間②については、上記の加入手続が行われたと推認される時点以降、申立人は、申立期間を除き、第 2 号被保険者から第 1 号被保険者へ種別変更を行う必要がある 4 回の機会において、切換手続をすべて行っている上、保険料免除の申請及び継続の手続についても、申立期間以前の機会を含め、合計 11 回実施していることが確認でき、未加入期間及び未納期間が生じないように手続を励行してきたことがうかがえる。

また、申立人は、B 社を退職後に行った免除手続について、同社在職中は残業時間が月当たり 100 時間を超え、深夜残業が続いたため、体調を崩し、過労

死する寸前で、退職した経緯があり、退職後も引き続き通院する必要があったので、国民健康保険の加入と同時に国民年金の免除申請を行ったとし、当時は、働ける状態ではなく、以前にも免除を受けていたので免除の制度は承知しており、その手続を失念することは絶対にあり得ないと強く主張しているところ、申立人が具体的に記憶しているC市及びD市における手続方法は、実際の手続方法と整合しており、申立人が、申立期間②についても申請免除の手続を行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から同年11月まで
② 平成9年3月

厚生年金保険の被保険者資格喪失後、A市役所に行き、国民年金保険料を自ら納付した。それ以前のA市在住の期間も国民年金保険料を納付しており、未納とされていることに納得できない。

平成9年9月ごろにA市から実家に帰った際に、未納となっている期間があり、同年10月からB市の臨時職員に就職が決まったこともあり、自宅に送られてきた納付書により、未納分の国民年金保険料を実母が銀行の窓口で納付してくれた。当時に確実に納付したと実母は明確に覚えており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間①以前において、20歳到達時まで^{さかのぼ}って過年度保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①以前において、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、市役所に赴き国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付（平成7年4月及び同年5月）を行っており、厚生年金保険と国民年金の切替えを適切に行っていることが確認できることから、申立期間①についても、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、自ら国民年金の加入手続を行った上で、国民年金保険料を納付していたものと考えの方が自然である。

一方、申立期間②については、申立人が実家に引っ越した平成9年9月ごろに、実母が国民年金保険料を過年度納付してくれていたとしているが、同年1月以降、国民年金保険料の収納を電子的なデータチェックにより行っていたことから、申立人の納付記録の漏れや入力誤り等があったとは考え難いところ、当該期間に係る過年度納付書が発行された旨の記録も確認できない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から56年6月まで

私は、大学卒業後、昭和45年4月からA社に就職したが、自営をしていた父が体調を崩し、その事業を手伝うため、半年後に退職した。その1～2年後、父から事業を引き継ぎ、自分自身が確定申告をするようになった。それをきっかけに、国民年金への加入の必要性を感じ、昭和48年ごろに加入手続を行った。保険料については、市の嘱託集金員のBさんが店舗に集金に来てくれており、毎月納付していた。また、納付書を受け取った場合は、さかのぼった期間であっても保険料を納付していた。

ところが、60歳になる前、社会保険事務所（当時）で、年金受給の確認に行ったところ、申立期間が未納であることを知った。自分で確定申告をするようになってからは、国民健康保険料と国民年金保険料の控除を申告していたと記憶しており、現在の記録に納付できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年3月に払い出されていることが確認できる上、市が保管する収滞納一覧表によると、同年7月以降の保険料が毎月、集金により収納された旨の記録が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人は、納付書を受け取った場合は、さかのぼった期間であっても保険料を納付していたと強く主張しているところ、申立期間のうち、昭和54年4月から56年6月までの期間については、現年度及び過年度納付が可能な期間である上、市における当時の年金窓口の担当者によると、特に35歳前

後で初めて国民年金の加入手続を行った者に対しては、将来の受給権確保の観点から、過年度納付を強く勧奨した上、納付書を発行していたと証言しており、加入手続を行ったと推認される時点において34歳となる申立人に対し、当該期間に係る過年度及び現年度納付書が発行され、申立人が当該納付書により保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和47年1月から54年3月までの期間については、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人が47年ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、市の集金員のBさんに保険料を納付したとしているが、市によると、申立期間においてB姓の嘱託推進員の在籍は確認できないとしており（申立期間の前後の期間においてはB姓の嘱託推進員の在籍が確認できる）、申立内容と整合しない。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月及び同年3月

私は、昭和39年1月にA社を退職後、同年2月に妻が市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、定期的に店（自宅）に集金人が訪れ、妻が国民年金保険料をもれなく納付していた。

ところが、ねんきん特別便が届き、保険料を納付しているにもかかわらず、年金記録では14か月も未納期間があることを知ったので、社会保険事務所（当時）に調査を依頼したところ、このうち12か月について納付済みである旨記録訂正された。社会保険事務所で記録訂正されなかった最初の2か月についても保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和39年2月に妻が市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に保険料をもれなく納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立内容と一致し、申立期間の2か月間についても保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、昭和39年4月から40年2月までの期間については、当初、未納期間とされていたが、申立人が社会保険事務所へ記録照会したことにより、市が保管する国民年金被保険者名簿を基に、納付済期間に訂正されており、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和38年7月11日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得し、39年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年7月11日、資格喪失日に係る記録を39年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月11日から39年9月1日まで

私は、昭和38年7月11日にA社に入社し、47年12月25日までの間、継続して勤務していた。私と同時期に勤務していた同僚は同社の厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私の申立期間の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和45年4月1日時点におけるA社の上部組織の位置付けであるB社の職員名簿によると、申立人は、38年7月にA社に入社し、45年4月1日時点で在籍していたことが確認できる。

また、申立人が記憶する元同僚（昭和36年3月1日資格取得）によると、「申立人は、私が入社した2年ぐらい後にA社に入社し、一緒に勤務していた。また、当時同社の従業員は全員厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、当該元同僚の同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。さらに、申立期間においてB社の被保険者となっているものの、当時A社に勤務していたとする元上司及び元従業員は、「A社の従業員は全員厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が自身の2か月後にA社に入社したと記憶する元同僚についても、申立人と同様に、同社に係る被保険者資格を取得した記載は無く、また被保険者原票も無いことが確認できるが、オンライン記録のみにおいて記録があることが確認でき

る。

オンライン記録によると、当該元同僚については、事業所名は確認できないものの、上記の職員名簿に記載されている入社日と同じ昭和38年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当該記録はA社に係る記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、当該元同僚の被保険者名簿の記録と同じように、申立人に係る年金記録も社会保険事務所において適切な記録管理が行われていなかったものと考えられ、元同僚等の供述から、事業主は、申立人が昭和38年7月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同年代の元同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成9年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から9年2月1日まで

平成7年9月に入社したA社において、9年1月末まで勤務したが、退職月まで厚生年金保険料が給料から控除されていた。しかし、年金の記録は8年5月で途切れている。調査の上、年金記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成7年9月26日から9年1月31日まで、A社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所が8年5月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨（全喪）の処理及び申立人の8年10月に係る標準報酬月額（定時決定）の記録の取消し処理が、さかのぼって9年2月26日に行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年5月31日）と同日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録に

おける離職日の翌日である9年2月1日と認められる。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録（取消前の8年10月の標準報酬月額）から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年11月1日から22年5月2日までの期間については、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を19年11月1日、資格喪失日に係る記録を22年5月2日とし、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和26年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録をそれぞれ26年3月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和26年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年11月1日から23年11月20日まで
② 昭和26年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和16年3月にA社に入社した。翌年からの徴用及び応召期間を経て、復職後は、54年3月に定年で退職するまで同社で継続して勤務した。

しかし、年金記録では、応召期間や復職後の1か月の期間について、厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する労働者名簿によると、申立人は昭和16年3月17日に入社し、徴用及び応召期間を経て、23年11月20日に復職したことが確認できることから、同社に継続して雇用関係はあったことが確認できる。

また、県発行の軍歴証明書によると、申立期間①のうち、昭和19年11月1日から23年11月2日までの期間については、申立人は臨時召集により陸軍に応召されていることが確認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立期間①のうち、昭和 19 年 11 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき、1 万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 22 年 5 月 3 日から 23 年 11 月 20 日までの期間については、前述の軍歴証明書等から判断すると、A 社から申立人に対し給与が支給されていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、A 社が保管する労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、復職後の昭和 23 年 11 月 20 日から 54 年 3 月 31 日まで同社に継続して勤務し（26 年 3 月 13 日に同社 B 支店（当時は、出張所）から同社 C 支店（同）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 26 年 4 月の A 社 C 支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日及び同社D工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和29年2月27日にE社に入社し、平成2年12月31日までの間、継続して勤務していたが、昭和46年8月1日付けの異動の際の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和29年2月27日から平成2年12月31日までの間、継続して勤務し（昭和46年8月1日にA社C事業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと史料するとしているものの、これを確認できる資料は無いとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月17日から同年5月1日まで

私は、昭和28年4月1日に正社員としてA社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月1日となっている。雇用保険の被保険者資格取得日は同年4月17日となっているので、厚生年金保険の記録が同年5月1日からとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した住所録及び申立人の退職金明細書から判断すると、申立人の入社日は、昭和28年4月17日であると認められ、雇用保険被保険者記録によれば、申立人の被保険者資格取得日も同日であることが確認できる。また、30年4月に入社したとする元同僚については、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日が同日（30年4月1日）であることが確認できることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得を同日付けで加入させる取扱いであったと考えられ、同社も「入社時に厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させる取扱いであった。」と回答している。さらに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、23年8月から30年9月までに同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる被保険者のうち8人に聴取したところ、このうち6人が、入社した月と厚生年金保険の資格取得月が一致すると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和28年4月17日に厚生年金保

険の被保険者資格を取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 28 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和32年2月1日）及び取得日（33年3月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から33年3月1日まで

私は昭和25年にC社に入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった27年1月1日に被保険者となった。その後、社名はA社、B社と変わったが、54年9月18日に退社するまで継続して勤務していた。しかし、申立期間の被保険者記録が欠落していることを知り、納得できない。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和32年2月1日に被保険者資格を喪失後、33年3月1日に同社において再度同資格を取得しており、32年2月から33年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社が保管する従業員名簿では、申立人が昭和25年12月に入社し、54年9月7日に退職したことが記録されており、申立人が申立期間にA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の現在の担当者は、「在籍していれば給与から厚生年金保険料を控除しているはずである。」と供述している。

さらに、申立人とA社で同僚であった5人に照会した結果、このうち二人（うち一人は申立人と勤務場所が異なる。）は、申立人の勤務については覚えてい

ないとしているが、申立期間中に入社した一人は、「自分が入社した時、申立人は勤めていた。」と証言している上、他の二人も、「申立人は、仕事の内容や、勤務形態が変わることなく継続して勤務しており、同社を辞めていた期間は無かったと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和32年1月及び33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年2月から33年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA社に入社し、平成8年10月1日に定年退職するまで継続して勤務していた。昭和53年5月ごろ、厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じた社員が他にもいた、ということを知った。

多忙だったので年金記録については放置していたが、今回、ねんきん特別便を見て、記録訂正を申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の創立記念日(昭和55年10月*日)に同社から交付された「勤続25年を表彰する書類」、同社が提出した「人事記録」及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、30年4月1日に同社に入社し、同社B工場に配属され、54年11月まで継続して同工場に勤務していたことが確認できる。

また、上記資料及び事業主の回答から、入社当時、A社B工場は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人については同社C工場で厚生年金保険被保険者として届けられていたと認められる。その後、同社B工場も適用事業所となったため(適用年月日は昭和53年5月1日)、申立人の、同社C工場での資格を喪失させ、同社B工場で新たに資格を取得させる手続を行ったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場に係る昭和53年4月及び同社B工場に係る同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 100 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（100 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 27 日

平成 16 年 12 月 27 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険庁（当時）の標準賞与額が支給された賞与額よりも少ない。勤務先である A 社が、社会保険事務所（当時）へ正しく賞与支払届を提出していなかったことが原因であるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 100 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月に 100 万円から 150 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（150 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（100 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された申立期間に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく

厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し、誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果、平成17年7月29日は95万円、同年12月28日は105万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の、同年7月29日は81万円、同年12月28日は100万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（同年7月29日は95万円、同年12月28日は105万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同年7月29日の標準賞与額に係る記録を95万円、同年12月28日の標準賞与額に係る記録を105万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成17年7月29日は81万円、同年12月28日は100万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月29日
② 平成17年12月28日

平成17年7月29日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険庁（当時）の標準賞与額が支給された賞与額よりも少ない。勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）へ正しく賞与支払届を提出していなかったことが原因であるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、申立期間①は81万円、申立期間②は100万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に、申立期間①は81万円から95万円、申立期間②は100万円から105万円に訂正されたところ、

厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（申立期間①は 95 万円、申立期間②は 105 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間①は 81 万円、申立期間②は 100 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された申立期間①及び②に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立期間①及び②について、その主張するそれぞれの標準賞与額（申立期間①は 95 万円、申立期間②は 105 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し、誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果、平成17年7月29日は78万円、同年12月28日は85万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の、同年7月29日は70万円、同年12月28日は80万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（同年7月29日は78万円、同年12月28日は85万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同年7月29日の標準賞与額に係る記録を78万円、同年12月28日の標準賞与額に係る記録を85万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成17年7月29日は70万円、同年12月28日は80万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月29日
② 平成17年12月28日

平成17年7月29日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険庁（当時）の標準賞与額が支給された賞与額よりも少ない。勤務先であるA社が、社会保険事務所（当時）へ正しく賞与支払届を提出していなかったことが原因であるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、申立期間①は70万円、申立期間②は80万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に申立期間①は70万円から78万円、申立期間②は80万円から85万円に訂正されたところ、厚

生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（申立期間①は 78 万円、申立期間②は 85 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間①は 70 万円、申立期間②は 80 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された申立期間①及び②に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立期間①及び②について、その主張するそれぞれの標準賞与額（申立期間①は 78 万円、申立期間②は 85 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し、誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 100 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 80 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（100 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（80 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

平成 17 年 12 月 28 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、社会保険庁（当時）の標準賞与額が支給された賞与額よりも少ない。勤務先である A 社が、社会保険事務所（当時）へ正しく賞与支払届を提出していなかったことが原因であるので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 80 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月に 80 万円から 100 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（100 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（80 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された申立期間に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立期間について、その主張する標準賞与額（100 万円）に基づく

厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し、誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和46年2月1日にA社に入社して以降、54年2月28日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事台帳及び事業主の証言並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成9年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から9年2月1日まで

平成8年5月31日で厚生年金保険被保険者記録が途切れており、それ以降も勤務していた。社会保険料も給与から控除されていた。記録を訂正願いたい。なお、報酬に対しての申立ても同時に行う。8年11月は17万円、同年12月及び9年1月は19万円であった。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成7年9月26日から9年1月31日まで、A社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所が8年5月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨（全喪）の処理及び申立人の8年10月に係る標準報酬月額（定時決定）の記録の取消し処理が、さかのぼって9年2月26日に行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年5月31日）と同日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録に

おける離職日の翌日である9年2月1日と認められる。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録（取消前の8年10月の標準報酬月額）から、16万円とすることが妥当である。

一方、平成8年11月から9年1月までの標準報酬月額相違の申立てについては、申立人は、その主張する標準報酬月額に相当する保険料を控除されたことを示す関連資料を所持していない上、当時の同僚が所持する給与明細書において、支給額が約42万円であるにもかかわらず、保険料は当時の標準報酬月額28万円（取消前の記録）に相当する額しか控除されていないことが確認できることから、申立人についても社会保険事務所（当時）に記録されている、取消前の標準報酬月額に相当する保険料しか控除されていないものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成9年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から9年2月1日まで
昭和62年8月21日からA社に勤務し、平成9年1月31日まで勤務したが、8年5月31日で厚生年金保険被保険者記録が途切れている。社会保険料も給与から控除されていた。記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、昭和62年8月21日から平成7年1月17日までの期間及び同年8月21日から9年1月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所が8年5月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨（全喪）の処理及び申立人の8年10月に係る標準報酬月額（定時決定）の記録の取消し処理が、さかのぼって9年2月26日に行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年5月31日）と同日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録に

おける離職日の翌日である9年2月1日と認められる。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録（取消前の8年10月の標準報酬月額）から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月、11年1月及び12年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月及び11年1月
② 平成12年4月から同年9月まで

私は、「ねんきん特別便」を見ると、未納となっている期間があったので、A社会保険事務所(当時)に赴いて年金記録の照会をしたところ、平成10年12月、11年1月及び12年4月から同年9月までの期間が未納と回答された。

しかし、申立期間①及び②は、平成10年12月以降に国民年金保険料の通知が届いたので、B社会保険事務所(当時)に赴いて、当時、未納期間となっていた保険料の約25万円を一括納付しており、年金記録が未納となっているのはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年12月以降にB社会保険事務所へ赴いて、申立期間①及び②の国民年金保険料を一括納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、13年3月13日(以下「当該日」という。)に申立期間①及び②の間の14か月分の国民年金保険料を過年度納付していることは確認できるものの、申立期間①及び②の保険料の納付については確認できない。

また、申立期間①については、当該日において、時効により保険料の納付はできない期間である上、申立期間②については、申立人は、B社会保険事務所へ保険料を納付したとしているが、同社会保険事務所によると、当該日において、平成12年度の国民年金保険料(現年度保険料)は徴収しないとしていることから、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年4月までの期間及び3年1月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から2年4月まで
② 平成3年1月から4年1月まで

私は平成元年8月に勤めていた会社を退職した後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、加入後は市役所から郵送されてきた納付書で1か月ごとに8,000円前後の保険料を銀行で納付していた。3年1月に会社を退職した際も市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月保険料を納付書で納めていた。

年金記録を確認したところ、申立期間が未納期間となっていたが、会社を退職後は国民年金保険料を欠かさず納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成元年8月ごろ及び3年1月ごろに、それぞれ市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているものの、市役所によると、申立期間に係る国民年金の加入記録は無いとしている。

また、オンライン記録によると、申立人は、基礎年金番号（申立人の厚生年金の記号番号を付番）により、平成12年2月以降、国民年金保険料が免除となっており、同年4月13日付けで申立期間①及び②の国民年金の記録が「未加入」から「未納」に訂正されていることが確認できる上、それ以前に国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人に対して申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から48年3月まで
20歳になれば国民年金保険料の納付義務があると、両親ともども承知していた。私は、当時大学生であったため、両親から「就職するまでは私たちが保険料を納付しておくので、就職後は自分で納付しなさい。」と教育されていた。両親は、金銭的にも余裕があり、また、世間体を気にする世代でもあったため、公的な納付をおろそかにするようなことはなかった。固定資産税の納付等についても全く問題はなかった。申立期間の保険料については納付しているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった申立期間において、その両親が申立人に代わって国民年金への加入手続きを行い、保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、ほかに、申立人の両親が加入手続きを行い、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は既に亡くなっている上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係る加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であった申立人の父親を除き、当時の同居家族であった申立人の母親及び姉は、国民年金に未加入であり、同居家族には国民年金保険料の納付対象者が存在していなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年6月から7年2月まで
私は、父から、「年金は、若いうちから納めておかないと将来受け取れないぞ。」と言われていたので、申立期間については、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町役場によると、昭和59年度から国民年金被保険者名簿を電算化し、納付書も電算により発行していたとしているところ、申立人の当該名簿を見ると、平成5年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、同資格を再取得した記録は無いことが確認できる上、A町が世帯単位で管理している、申立期間に係る国民年金保険料収納簿を見ると、申立人の両親の氏名はあるが、申立人の氏名は無いことが確認できる。

また、申立期間は、オンライン記録においても未加入期間として記録されていることから、申立期間に係る納付書は発行されていないことが推認される上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年1月までの期間及び8年2月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から7年1月まで
② 平成8年2月から9年3月まで

私は、申立期間①及び②について、社会保険を完備していない勤務先だったので、国民健康保険と国民年金に加入した。

また、申立期間②については、妻が私と妻の国民年金保険料を納付していた。未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、それぞれ国民健康保険と国民年金に加入したとしているが、具体的な加入手続や、保険料の納付方法を覚えていないとしている上、オンライン記録によると、いずれも未加入期間であることが確認できることから、申立期間に係る納付書は発行されていないことが推認される。

また、申立期間②について、申立人は、その妻と、一緒に婚姻届並びに国民健康保険及び国民年金の手続を行い、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の妻は、保険料の納付方法についての記憶が無いとしている上、申立期間②の前後において、夫婦一緒に保険料を納付していた実績は無く、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る基礎年金番号は平成9年4月21日に付番されていることが確認できることから、申立人は、同年1月1

日時点で、国民年金と厚生年金保険のいずれの年金制度にも未加入であったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 6 月 30 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 15 日まで

申立期間①については、夜間高校に通いながらA社で働いていた。申立期間②については、派遣会社であるB社から派遣されて、C社で働いていた。申立期間③については、D社で働いていた。いずれの会社からも、健康保険証をもらっていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の当時の事業主（故人）及び元同僚6人（このうちの二人については、申立期間①当時の厚生年金保険被保険者記録が無い。）のことを覚えており、当該元同僚のうちの3人（すべて申立期間①当時の被保険者記録が有る。）も、申立人のことを覚えていることから、申立人が申立期間①当時に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の申立期間①当時の事務担当者は、「申立人のことを覚えていない。また、実習のために学生が在籍することはあったが、そのような者を社会保険に加入させる手続を行ったことはない。」と証言している上、A社は現存しないことから、申立人の勤務状況を確認することができない。

2 申立期間②について、申立人が記憶する事業所の所在地や元従業員から聴取した業務内容から、申立人が勤務していた事業所は、E社（オンライン記録では、F社）であったことが推認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する元上司（故人）の名前が確認できる上、同社の元従業員（昭和 35 年 2 月 1 日に同社における

被保険者資格を喪失し、申立期間②当時の被保険者記録は無い。)が、申立人の名前を覚えていることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、派遣先であるC社へ一人で派遣されていたとする申立人の勤務状況について、申立期間②当時にE社で勤務していた元従業員から証言を得ることができない上、同社は現存せず、その元事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務状況は確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社に勤務し、入社1か月後の自身の結婚式に事業主が出席してくれたとしており、同社の所在地や建物の様子等、当時の状況についての記憶は事実とほぼ合致しているため、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③当時に当該事業所で勤務していた元従業員9人(このうち一人は当時の事業主の息子)は、「申立期間③当時の従業員数は30人ほどであったが、申立人のことを覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務状況を確認することができない。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も無い上、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年6月21日から57年1月6日までの期間及び59年8月1日から同年9月16日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、昭和59年6月1日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月21日から57年1月6日まで
② 昭和59年6月1日から同年8月1日まで
③ 昭和59年8月1日から同年9月16日まで

A社について、退職後の雇用保険受給資格者証から算出される給与の平均月額が25万9,830円であることに対し、厚生年金保険被保険者記録では22万円になっており、その差額に納得できない。また、B社について、少なくとも昭和59年6月1日から勤務していた記憶があること、及び標準報酬月額が8万円となっていることが、前後の事業所での標準報酬月額を勘案した場合、低額であり納得できない。正しい判断を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立期間①については、申立人が所持する雇用保険受給資格者証により、

申立人は当該期間のうち離職日前6か月間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月収入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、当時の給与に関して、「残業代は無かったと思うが、社長が任意に手当を付加してくれて、給与の増額をしてきていた。」「手当等について、社長のお手盛りで決まっていた部分があった。」旨、それぞれ証言しており、当時、A社が支払う給与額において、そのすべてが標準報酬月額変更の対象となる固定的賃金ではなく、標準報酬月額変更の対象とならない非固定的賃金としての手当も支給されており、月収入（総支給額）が増額していたことがうかがえ、標準報酬月額が改定されなかった取扱いが適正であったと考えられる。

また、厚生年金保険料額について、当時の事務担当者は、「社長が各従業員の給料を決めて、私にその報告が来て、それをコンピューターに登録し、その内容を社会保険労務士さんに確認してもらって、作業していた。保険料控除額に関しては、コンピューターで管理していることもあり、間違いは無かったと思っている。」と証言しているところ、別の元同僚が所持する給与明細書によると、厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる当該元同僚の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致しており、適正に処理されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に廃業しており、当時の申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無いものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額は、元同僚の標準報酬月額と比べ、著しく低いとは言い難い上、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間①の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③については、申立人は、B社で記録されている標準報酬月額は、当該事業所前後の事業所での標準報酬月額を勘案した場合に、低額であると主張している。

しかしながら、複数の元同僚は、当時の給与に関して、「B社で支払う給与と、厚生年金保険の適用会社ではない子会社が支払う給与に分けた上で、合算して支払っていた。そのために同社の報酬月額が8万円になっている。」「同社と、その子会社から支払われる給与の合算された給与だった。なぜかと聞いたところ、一緒に仕事をしているので併せて支払っている、手取りは同じで何の問題も無いと言われた。」「固定給以外に、残業代もあった。」旨、それぞれ証言しており、2社に分割された給与が一括して支給されていたこ

とや、固定的賃金のほかに、標準報酬月額変更の対象とならない非固定的賃金としての手当の支給があったことがうかがえる。

また、当該事業所は、当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除額について確認できる資料は無く不明であると回答しており、複数の元同僚の証言からも、標準報酬月額相当額以上の厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる証言や証拠を得ることはできない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人における標準報酬月額の記録には、遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間③の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 4 申立期間②については、申立人が所持するB社が発行した辞令及び雇用保険加入記録から、申立人は、当該事業所において昭和59年4月16日から勤務していたことが確認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「私は昭和59年4月に勤務を開始しているが、3か月間は試用期間として社会保険の加入は無く、7月から社会保険に加入した。」、「私は62年4月に勤務を開始しているが、同年8月に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当初、試用期間として社会保険の加入はなかった。早々に辞める人がいるとのことで、最初は加入していないと、会社から聞いた覚えがある。」、「申立人はいたように記憶しているが、当時、人によって数か月間の試用期間があったと思う。」旨、それぞれ証言しており、事業主は入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月3日から44年4月1日まで
② 昭和44年4月3日から45年4月1日まで

私は、昭和42年から6年間、A社B出張所で勤めていたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしい。一緒に勤めていた同僚には、申立期間にも被保険者記録が有るので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和42年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年4月1日に同資格を喪失後、45年4月3日に再度同資格を取得しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

また、申立人と一緒にA社B出張所で勤務し、同じ業務に従事していたとする元同僚は、昭和42年から48年にかけて、申立期間①及び②を除き、同社における被保険者記録が申立人と一致している。しかし、当該元同僚は、43年4月1日に同資格を喪失後、同年11月27日に再度同資格を取得し、44年12月1日に同資格を喪失、45年4月3日に再度同資格を取得しており、申立期間①及び②については、申立人と被保険者記録が異なっている。

さらに、申立期間当時、A社において被保険者資格の取得及び喪失を繰り返しながら、申立人と同様に被保険者期間に1年間程度の空白期間がある元職員二人（同社C支店及びD出張所に勤務）は、「被保険者記録が無い期間についても勤務していた。」と証言しているが、そのうちの一人は、「私も移記の仕事をしていた。時期は不明だが、『仕事が無いから』と言われ、3か月から半年くらい、働きに行かなかったことがある。」とも証言している。

このことについて、A社の現在の担当者は、「申立期間①及び②当時の資料

を保管していないため、申立人の勤務状況は不明であるが、申立人が従事した作業は、作業の進ちよく状況によって仕事が無い時期があり、その期間には休んでもらっていた可能性がある。アルバイトであっても社会保険の加入要件を満たす場合は必ず厚生年金保険に加入させており、加入させない場合に給料から保険料を控除することは考えられない。」と説明している。

加えて、申立人、上記の元同僚及び元職員二人は、被保険者記録が無い期間について、雇用契約の内容及び給与からの厚生年金保険料の控除の有無について明確に覚えていないほか、申立期間①及び②当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、健康保険の番号には欠番が無く、記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

また、申立人の昭和63年8月1日から同年10月1日までにおける標準報酬月額について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和63年8月1日から同年10月1日まで

申立期間①について、昭和60年1月度の給与明細書では厚生年金保険料として1万2,580円控除されているが、厚生年金保険加入期間に反映されていない。申立期間②について、63年8月1日に月額変更で標準報酬月額が変わっているのに、同年8月及び9月度の給与明細書では7月分以前と同額の厚生年金保険料が控除されているので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給与支払明細書によると、昭和59年7月から60年1月までの7か月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和59年7月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、60年1月31日に同資格を喪失し、被保険者月数が6か月として記録されていることが確認でき、また、同社は60年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同年2月*日に裁判所から破産宣告を受けていることが認められる。

ところで、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については、同法第81条第

2項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、資格喪失月を被保険者期間に算入することはできない。

また、元同僚の一人は、「当該事業所では、その月の給与から、その月の厚生年金保険料を控除（当月控除）していた。」と供述していることから、事業主は、申立人について誤って被保険者資格の喪失月（昭和60年1月分）の厚生年金保険料を控除していることがうかがえる。

さらに、昭和60年1月31日に資格喪失した元同僚19人のうち17人は、「自身の厚生年金保険被保険者記録は正しい。」と回答しており、そのうちの一人は、「退職金はもらっていないが、退職後、何がしかの精算金があった。」と供述している。

加えて、A社における申立人の雇用保険加入記録においても、昭和59年7月2日に被保険者資格を取得し、60年1月30日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、事業主は既に死亡しており、また、当該事業所に係る破産管財人は、「当該事件は終結しており、資料の保管もなく、当時の状況については不明である。」と供述しており、申立期間①に係る証言を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、昭和63年8月1日に41万円から36万円に月額変更されているが、申立人が所持する同年8月及び同年9月の給与明細書によると、それぞれ標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料額を控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する、B社に入社し初めて給与が支払われた昭和60年4月の給与明細書からは厚生年金保険料の控除が確認できないところ、同社は、厚生年金保険料の控除に関して、「翌月控除である。」と証言しており、同社における厚生年金保険料は、当該期間当時から翌月に控除されていたことが確認できることから、申立期間②のうち、63年8月の給与から控除された厚生年金保険料については、同年7月分の標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料であり、適正な金額で保険料の控除があっ

たことが認められる。

また、昭和 63 年 9 月の給与明細書により確認できる給与支給総額は、34 万円となっており、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（34 万円）は、社会保険庁（当時）で記録されている申立人に係る当該月の標準報酬月額（36 万円）より低額であることが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間②における標準報酬月額については、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から31年12月29日まで

私は、A社在籍中の昭和31年12月8日から20日間の休暇を取り、同月*日に結婚式を挙げた。同月28日に同社に行き、退職金と退職辞令をもらったが、事務員からは脱退手当金の説明は無かった。

オンライン記録では、昭和32年4月5日に脱退手当金を支給したことになるが、私はそのようなお金をもらったことは無いし、結婚して3か月程度しか経過していない当時の住所が分かるはずがないのに支給したというのは理解できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時(昭和32年4月5日)は通算年金制度創設(36年)前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に20年加入する必要があったことから、申立てに係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が約3年であり、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

私は、昭和36年3月から同年12月までA社で勤務していた。同社は当時、B町にあったが、現在は500メートルぐらい離れたC町に移転して現存している。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人並びに申立人が申立期間当時に同社に在籍していたとする「D」という元従業員及び「高校卒業後間もない若い女性事務員」に該当する被保険者記録は確認できない。

また、申立期間当時、A社で被保険者資格を有する元従業員は、入社してから数か月後に同資格を取得したと証言していることから、同社では、入社後ある程度の試用期間が設けられ、その終了後、厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務状況を確認できない上、上記被保険者名簿の健康保険の番号には欠番が無く、申立人の記録が欠落していることをうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1381 (事案 32 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 5 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 16 年 5 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで A 社で仕事をしていた。今回、新たに同社で事務をしていた元同僚と連絡がとれたが、その者も間違い無く同社で勤務していたにもかかわらず、私と同様に厚生年金保険の記録が欠落している。終戦後、会社に復帰していない者については被保険者名簿から名前が削除されていると思われるので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が A 社に勤務していたことは申立人の元同僚の証言等により推認できるものの、厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)制度の発足が昭和 17 年 6 月であるため、申立人は、申立期間のうち、16 年 5 月 1 日から 17 年 5 月 31 日までの期間は厚生年金保険に加入することができない上、同社に係る厚生年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)において、厚生年金保険制度発足の準備期間中の 17 年 1 月 1 日に同記号番号が払い出されたことが確認できる者の中に申立人の氏名が無いこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 3 月 25 日付けで通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間当時、A 社で事務を担当していたとする者を新たな証言者として再度申立てをしているが、当該元事務担当者(同社に係る被保険者記録無し)は、「上司の指示を受けて社員の給与計算をしていたが、申立人を含む社員の勤務状況や給与からの厚生年金保険料控除の有無については覚えていない。」としている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「名簿」という。)

において、申立人及び当該元事務担当者の被保険者記録を確認することはできないが、払出簿によると、労働者年金保険が創設された昭和17年1月から19年6月1日までの間に、同社において労働者（厚生）年金保険被保険者番号を払い出された者の中に当該元事務担当者が存在していることが確認できる（19年6月1日資格取得、同年7月20日資格喪失）。これは、当該元事務担当者は厚生年金保険料の徴収が開始される前に被保険者資格を喪失していたため、実質的な被保険者期間が無く、資格喪失後に名簿を書き換えたため、当該名簿に記載されていないものと考えられるが、申立人については、払出簿において記録を確認できないことから、名簿に記録が無いとしても不自然さは無い。

さらに、昭和19年6月1日以降にA社において被保険者資格を取得している者について、その健康保険番号には欠番が無く、申立人の記録が欠落していることをうかがわせる不自然な点は見られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年ごろから 47 年ごろまで

私は、A社で勤務していたことは確かであるため納得できない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表者及び元同僚の証言から、期間が特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社によると、申立期間における関係書類は地震により自宅兼事務所が全壊したために紛失しており、当該事業所の当時の代表取締役及び給与事務担当者は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除については不明であるとしている上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録から所在の確認できる元従業員二人（当時の取締役を含む。）に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人及び複数の元従業員によると、A社において申立期間の従業員数（事業主を含む。）は15人から20人であったとしているところ、当該期間の厚生年金保険被保険者数は11人前後である上、申立人及び元従業員二人（当時の取締役を含む。）が申立期間に勤務していたとしている複数の元従業員の中にも、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がみられることから、同社では、当時、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同原票及び健保記号番号順索引簿によると、申立人の氏名は確認できない上、申立期間に係る整

理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 6 月 29 日から 24 年 6 月 1 日まで
② 昭和 25 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社B支店に入社し、途中で事業所名がC社D支店、E社と変更されたが、継続して勤めていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が欠落している期間がある。その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、勤務した事業所が同一であると主張しているが、E社の元代表理事の証言及び関係資料から、A社B支店、C社D支店及びE社は、それぞれ別の団体であったと認められる。

2 申立期間①については、A社B支店の関係者の連絡先は不明であり、申立人の当該期間に係る勤務状況及び給与からの保険料控除の有無等について証言を得ることはできない上、C社D支店での申立人の元同僚は、「私は申立人と共に同社の設立時（昭和 23 年 2 月）から同支店で勤務していた。」と証言しているが、それ以外の証言を得ることはできず、申立人が同社の設立前に勤務していた事業所を特定することができない。

また、C社の後継会社であるF社は、「C社における厚生年金保険の関係については、資料が無く不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①については、A社B支店及びC社D支店のいずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

3 申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、C社D支店における資格喪失日及びE社における資格取得日が、申立人と同一である者がほかに4人いることが確認できるが、このうちの一人は、申立人

と共に、C社からE社に、同社の設立（登記上、昭和25年3月）前から移籍していたと証言していることから、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年4月1日に被保険者資格を取得したことが確認でき、当該期間について、同社は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和25年3月1日となっており、健康保険証の返納を意味する「証返納済」の押印が確認できる。

4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月 10 日から同年 2 月 10 日まで
私は、戦時中にA社に入社した。その後、一時退職扱いとなったが、昭和 22 年 1 月 10 日に同社に再就職してからは、58 年 12 月 25 日に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届（控）によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年2月10日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「申立人の入社年月日と資格取得日が一致していない理由は不明であるが、厚生年金保険の加入前に厚生年金保険料を控除することはない。」と供述している。

さらに、上記の人事記録により、申立人と同じ昭和22年1月10日付けで入社したことが確認できる元同僚についても、上記の資格取得届（控）により、厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同様に同年2月10日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月29日から30年5月31日まで

私は、昭和29年11月29日にA社に入社したが、それにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が、30年6月1日になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶（入社日、配属及び同期入社と同僚の氏名）により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社で同日入社であったと主張する元同僚二人（故人）についても、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和30年6月1日であることが確認できる。

また、A社における他の元従業員は、「昭和29年11月ごろに入社したが、中途採用なので6か月間の試用期間を経て厚生年金保険に加入した。」「29年11月に入社したが、30年6月まで記録が無い。」「30年2月1日に入社したが、記録は8月からしかない。何度も調べてもらったが、記録が出てこないのを諦めた。」「29年10月ごろに入社したと思うが、記録は30年8月からである。」とそれぞれ証言しており、これら4人の元従業員の厚生年金保険被保険者取得日はいずれも入社日より相当期間（6か月から10か月）経った後であることがオンライン記録により確認できる。このことから、A社は、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事

情は見当たらない。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年12月1日であり、申立期間の一部は適用事業所となる前の期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。